

未収債権の目標徴収率及び具体処理策

局・部名 環境局総務部

1. 債権名

過払い給与の戻入金

2. 未収額及び件数(平成21年5月末日現在)

			現年度徴収率
20年度賦課分	3,315 千円	6 件	92.1 %
19年度賦課分	11,140 千円	2 件	83.3 %
18年度賦課分	0 千円	0 件	98.3 %
17年度以前賦課分	805 千円	5 件	99.1 %

3. 徴収率及び具体策

現年度分	徴収率	20年度目標	100 %	21年度目標	100 %
		20年度実績	92.1 %		

【平成20年度具体策】

(当初計画)

- ・在職者については、期日の納付の厳守を指導し、納付がない場合については、更に督促を行い、最終的には給与の差押により回収を行う。
- ・退職者については、退職金との相殺により処理整理を行う。

(実績)

- ・在職者については、期日の納付の厳守を指導し、納付がない場合については、分割納付の協議を行い完納させた。
- ・退職者については、退職金との相殺により処理整理を行った。

【平成21年度具体策】

- ・在職者については、総務事務センターと連携を取りながら、未納者の把握、法的措置への協力を行う。
- ・退職者については、退職金との相殺により処理整理を行う。

過年度分	徴収率	20年度目標	11.3 %	21年度目標	14 % (所在不明・徴収停止を除く全て)
		20年度実績	2.2 %		

【平成20年度具体策】

(当初計画)

- ・居所を把握している者については、電話督促や訪問などにより納付約束をとりつける。支払いに応じない者については、資産状況に応じて、差押等の法的措置を行う。
- ・生活保護等により支払いが困難な事案に対しては、徴収停止し、徴収できる状況となったかどうかの確認を継続して実施し、徴収可能状況となった段階で、速やかに徴収を行う。
- ・在職者については、期日納付の厳守を指導し、納付がない場合については更に督促を行い、最終的には給与の差押を行う。

(実績)

- ・居所を把握している者については、訪問し納付交渉を行った。
- ・生活保護等により支払いが困難な事案に対して、徴収できる状況となったかどうかの調査を行った。
- ・居所不明者については、公示送達により、支払い請求を行った。
- ・在職者については、期日の納付の厳守を指導し、納付がない場合については、督促状を送付し、分割納付の協議を行い完納させた。

【平成21年度具体策】

- ・居所を把握している者で、支払いに応じない者については、差押等の法的措置を行っていく。
- ・生活困窮者のうち、生活保護等により支払いが困難な者は、徴収できる状況となったかどうかの確認を継続して実施し、分割納付等、可能な限り徴収を行う。
- ・在職者については、戻入金マニュアルに基づき、法的措置を行う。
- ・住居不明者については、住民票および現地調査を行った上で、特定できない場合は徴収停止を検討する。

未収債権の目標徴収率及び具体処理策

局・部名 環境局事業部

1. 債権名

一般廃棄物処理手数料

2. 未収額及び件数(平成21年5月末日現在)

	千円	件	現年度徴収率
20年度賦課分	_____	0	100.0 %
19年度賦課分	0	0	100.0 %
18年度賦課分	4,119	1	99.9 %
17年度以前賦課分	2,246	1	99.9 %

3. 徴収率及び具体策

過年度分	徴収率	20年度目標	21年度目標
		100 %	0 %
		20年度実績	0 %

【平成20年度具体策】

(当初計画)

- ・所在不明の未納者(法人)の代表取締役の発見に努め、発見次第、督促を行う。

(実績)

- ・法人の財産調査、債務の状況、課税状況等の調査の結果、会社の実態が存在せず、代表取締役の所在も不明のため、法人に対する強制執行等の法的手段実施は困難との回答。

【平成21年度具体策】

- ・市債権回収チームにも相談し、回収の方法を検討してきたが、会社の実態が存在せず、代表取締役の所在も不明のため、現時点では債権回収の方途がないことから、徴収停止の手続きを取る。

未収債権の目標徴収率及び具体処理策

局・部名 環境局環境保全部

1. 債権名

土地賃貸料

2. 未収額及び件数(平成21年5月末日現在)

	未収額(千円)	件数	現年度徴収率
20年度賦課分	0	0	100.0 %
19年度賦課分	27,703	1	0.0 %
18年度賦課分	27,703	1	0.0 %
17年度以前賦課分	92,316	1	0.0 %

3. 徴収率及び具体策

過年度分	徴収率	20年度目標	20年度実績	21年度目標
		100 %	1.5 %	100 %

【平成20年度具体策】

(当初計画)

・督促等

担当課長・担当係長が面談を行い、督促通知を手渡し納入の意思確認を行う。

納入期限内納付の要請を行う。

決算期において、担当課長・担当係長が面談のうえ督促を行う。

・納付計画書(分納)等。

決算期において、担当課長・担当係長が滞納にかかる返済等についての

計画書を提出するよう要請する。

(実績)

・新たな返済計画書を提出させた。

・現年度の土地賃貸料(27,703千円)について、全額納付があり未収金を発生させなかった。

・返済計画書に基づいて、過年度分の未収金の一部(2,297千円)が納付された。

【平成21年度具体策】

・督促等

担当課長・担当係長が面談を行い、督促通知を手渡し納入の意思確認を行う。

納入期限内納付の要請を行う。

決算期において、担当課長・担当係長が面談のうえ督促を行う。

・納付計画書(分納)等。

決算期において、担当課長・担当係長が滞納にかかる返済額等についての

上積み等を要請する。

・ヒアリング等

半期毎に経営状況のわかる書類を提出させ、ヒアリングを行う。

未収債権の目標徴収率及び具体処理策

局・部名 環境局環境保全部

1. 債権名

建物賃貸料

2. 未収額及び件数(平成21年5月末日現在)

	千円	件	現年度徴収率
20年度賦課分	-	-	- %
19年度賦課分	189	1	88.8 %
18年度賦課分	203	1	88.5 %
17年度以前賦課分	0	0	91.1 %

3. 徴収率及び具体策

過年度分	徴収率	20年度目標	20年度実績	21年度目標
		100 %	0 %	100 %

【平成20年度具体策】

(当初計画)

- ・経済局が賃貸借契約及び収納事務を行い、環境局は経済局から歳入割合に応じて振替を行い、歳入している。
- ・また、環境局は平成19年度で事業を終了している。
- ・経済局は区画明渡し及び未納賃料支払を求める法的手続き準備中。

(実績)

- ・経済局は長期未納者1名について、平成20年7月に建物明渡請求訴訟を提起。現在訴訟継続中。

【平成21年度具体策】

- ・経済局は長期未納者1名について、平成20年7月に建物明渡請求訴訟を提起。現在訴訟継続中。
- ・環境局は経済局から歳入割合に応じて振替を行い、歳入する。

未収債権の目標徴収率及び具体処理策

局・部名 環境局事業部

1. 債権名

霊園手数料

2. 未収額及び件数(平成21年5月末日現在)

年度	未収額(千円)	件数	現年度徴収率
20年度賦課分	2,051	151	99.0 %
19年度賦課分	1,380	101	99.1 %
18年度賦課分	1,110	81	99.2 %
17年度以前賦課分	978	70	99.3 %

3. 徴収率及び具体策

現年度分	徴収率	20年度目標	99.7 %	21年度目標	99.7 %
		20年度実績	99.0 %		(居所不明者等を考慮のうえ目標を設定した。)
【平成20年度具体策】					
(当初計画)					
<ul style="list-style-type: none"> 督促状で再度指定した期限までに納入がない場合は、電話や呼び出し等による催促を行う。 通常20年あるいは5年分の納付であるが、事案により1年分の納付を認める。 使用者死亡などにより債務者が特定できない事案や、債務者の所在が不明である事案の場合、戸籍照会等の親族調査や在籍在住調査を強化し、債務者の特定を図り、併せて債務者と積極的な接触を図り、納付意思を確認することにより時効の中断に努める。 霊園の霊地使用权は永代使用权であり、祭祀の対象でもあることから、墓石の撤去等については慎重に取り扱う必要があるが、平成20年度中に手数料徴収にかかるマニュアル作成と一定の方向性を併せて整理する。 					
(実績)					
平成20年度具体策に基づき、マニュアル作成などにより一定の整理が図られた。					
【平成21年度具体策】					
20年度具体策を基本に、以下の取組みの強化を図ることで収納率の向上に努める。					
<ul style="list-style-type: none"> 手数料徴収にかかるマニュアルに基づき、指定管理者と連携し対応する。 「霊園便り」を送付し、宛先不明等で返送されてきた場合には、その都度戸籍照会などの追跡調査を実施し、転居先不明者の所在把握に努めるよう関係先と調整する。 従来から、管理料更新時期到来の3ヶ月前に「お知らせ」を送付し、20年納付か5年納付の選択をしてもらっているところであるが、今年度から新たに更新時期到来の1年前に更新の予告通知を実施し、事前に管理料納付に備えてもらう 「お知らせ」を送付し、宛先不明等で返送されたものは、使用者の追跡調査を行い、相手の所在が掴めない場合は使用許可の取消しや調定から削除するなどの対応を検討する。 未納者への督促状況を定期的に指定管理者から報告を受け、対応していく。 					
過年度分	徴収率	20年度目標	55.0 %	21年度目標	55.0 %
		20年度実績	17.6 %		(居所不明者及び生活困窮者に対する分納誓約等を考慮のうえ目標を設定した。)
【平成20年度具体策】					
(当初計画)					
現年度分の平成20年度具体策と同様であるが、併せて債務者と積極的な接触を図り、納付意思を確認することにより時効の中断に努める。					
(実績)					
平成20年当初317件の収入未済があったが、電話等による催促を強化した結果、57件徴収でき、霊地返還による相殺で1件の未納状態が解消された。また、債務者本人の死亡によるもののうち、時効のため7件の不納欠損処理を行った。					
【平成21年度具体策】					
現年度分の平成21年度具体策と同様であるが、併せて債務者との積極的な接触を図り、納付意思を確認することにより時効の中断に努める。また、債務者に対する口座振替での納付催促も検討していく。					
居所不明者について調査し、時効などにより徴収できないものについては不納欠損など適切な処理を行う。					
手数料徴収にかかるマニュアルに基づき、指定管理者と連携し対応する。					

20年度未収債権の目標徴収率及び具体処理策

局・部名 環境局事業部

1. 債権名

路上喫煙の防止に関する条例の違反過料・督促手数料

2. 未収額及び件数(平成21年5月末日現在)

			現年度徴収率
20年度賦課分	208 千円	473 件	97.7 %
19年度賦課分	252 千円	397 件	93.9 %
18年度賦課分	- 千円	- 件	- %
17年度以前賦課分	- 千円	- 件	- %

3. 徴収率及び具体策

現年度分	徴収率	20年度目標 100 %	21年度目標 100 %
		20年度実績 97.7 %	(路上喫煙防止条例の違反者に対しては、不公平の無いよう違反者全員から過料徴収することを基本に目標を設定した。)
【平成20年度具体策】 (当初計画)		納付書交付の際、運転免許書等身分証明書の提示を求め、本人確認を行うとともに、申告の電話番号にその場で指導員が電話をかけて確実に本人と連絡が取れる方法を確保し、住所氏名不明者を減らしていく。	
(実績)		路上喫煙防止条例の違反者9,202名のうち、現金徴収8,846名、納付書交付数356名(内、住所氏名不明者62名)の153名から入金があった。入金のない者については、督促状の発送とともに、電話で催告を行った。	
【平成21年度具体策】		現場で指導員が現金徴収をするように努めるとともに、納付書を交付する場合は、住所氏名電話番号の確認を徹底する。	
過年度分	徴収率	20年度目標 60.9 %	21年度目標 69.5 %
		20年度実績 4.5 %	(未納者203名のうち、督促状を発行したが虚偽申告のため連絡が取れない162名を除く (203 - 62) ÷ 203 = 69.5%)
【平成20年度具体策】 (当初計画)		平成19年度未納者261名のうち、住所氏名不明者102名を除く159名全員から入金を促すよう目標を設定した。	
(実績)		平成19年度未納者261名(内、不明者131名)のうち、12名から入金があった。	
【平成21年度具体策】		20年度未納者203名のうち、督促状を発行したが虚偽申告のため連絡が取れない162名を除く、141名全員に電話催告を行う。今年度は、住所氏名不明者については、執行停止の手続きを検討している。	

未収債権の目標徴収率及び具体処理策

局・部名 環境局環境保全部

1. 債権名

駐車場の一部解約に伴う敷金の返還

2. 未収額及び件数(平成21年5月末日現在)

	未収額(千円)	件数	現年度徴収率
20年度賦課分	315	1	0.0 %
19年度賦課分	-	-	- %
18年度賦課分	-	-	- %
17年度以前賦課分	-	-	- %

3. 徴収率及び具体策

過年度分	徴収率	20年度目標	- %	21年度目標	100 %
		20年度実績	- %		
【平成21年度具体策】					
平成21年3月31日にWTC社の会社更生法による更生手続開始の決定がされたことにより収入未済となったため、敷金返還請求として、更生債権届出書を大阪地方裁判所に提出する。					

未収債権の目標徴収率及び具体処理策

局・部名 環境局事業部

1. 債権名

粗大ごみ処理手数料

2. 未収額及び件数(平成21年5月末日現在)

			現年度徴収率
20年度賦課分	30 千円	3 件	99.9 %
19年度賦課分	千円	件	100.0 %
18年度賦課分	千円	件	100.0 %
17年度以前賦課分	千円	件	%

3. 徴収率及び具体策

過年度分	徴収率	20年度目標	%	21年度目標	100 %
		20年度実績	99.9 %		

【平成21年度具体策】

粗大ごみを排出する市民は、取扱店にて粗大ごみ処理手数料券を購入することになっているため、大阪市は取扱店として、コンビニ・スーパー・郵便局と粗大ごみ処理手数料収納業務委託契約を締結している。契約締結にあたっては個人商店とは行わないが、当該店の近隣に取扱店がないとの強い地域要望を受けて契約していた。ところが、平成21年1月分の収納金以降、大阪市への納付がなされなかったため、平成21年4月末日をもって契約を解除した。今後は支払交渉と並行して督促状を発行する。それでも納付されなければ、法的措置も行う予定。